

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和7年度)

1 申請年月日

令和7年11月4日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 すた一つプラス

3 代表者の氏名

坂野 賢

4 主たる事務所の所在地

津市神戸154番地13

5 定款記載の目的

この法人は、経済的に困窮する世帯、特に子どもを育てる家庭に対し、生活に必要な物資・家電・学用品などを提供し、生活基盤を整える支援を行うことで、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和7年11月4日 ～ 令和7年11月18日

特定非営利活動法人すたーっ プラス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すたーっプラスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市神戸 154 番地 13 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、経済的に困窮する世帯、特に子どもを育てる家庭に対し、生活に必要な物資・家電・学用品などを提供し、生活基盤を整える支援を行うことで、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 家電・家具リユース提供事業
- (2) 生活支援事業
- (3) 子ども応援活動事業
- (4) 住環境支援事業
- (5) その他、目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（社員） この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、所定の申込により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招

集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	坂野 賢
副理事長	北橋 拓馬
副理事長	柳田 納吾
監事	樋口 千寿子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員入会金	0 円
	正会員年会費	0 円
(2)	賛助会員入会金	10000 円
	賛助会員年会費	10000 円

役員名簿

特定非営利活動法人すたー一つプラス

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	サカノサトシ 坂野賢	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	有
副理事長	キタハシタクマ 北橋拓馬		無
副理事長	ヤナギダノリミチ 柳田納吾		無
監事	ヒグチチズコ 樋口千寿子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在、地域においては経済的に困窮する世帯が増加しており、とりわけひとり暮らしの高齢者や子育て家庭では、生活用品や家具、家電、学用品等を十分に整えることができず、生活の質や子どもの健全な成長に支障をきたす状況が目立っています。

私たちはこれまで、不要になった家電や家具の回収・リユースを通じて、生活困窮世帯や新生活を始める学生・社会人への支援を行ってきました。特に近年は、高齢者世帯からの依頼や、遺品整理・片付けのニーズも増えており、多様な世帯が抱える生活課題に対応することが求められています。

こうした活動をより安定的・継続的に実施するためには、地域住民からの信頼を得るだけでなく、行政機関や他団体との協働体制を強化することが不可欠です。そのために、法人格を取得し、地域福祉の向上と子どもの健全育成に資する活動を進めていく必要があると考えました。

2 申請に至るまでの経過

私たちは、これまで任意団体として活動を行い、不用となった家電や家具を収集・整備し、必要とする家庭や学生に提供する取り組みを続けてきました。活動の中で、ひとり親家庭や高齢者の単身世帯など、経済的困難を抱える方々の多様なニーズに触れることで、支援の必要性を一層強く感じるようになりました。

しかし、任意団体のままでは行政や関係団体との正式な連携や助成金・補助金の申請が難しく、活動の拡充にも限界があります。そこで、特定非営利活動法人としての法人格を取得し、社会的信用を確立するとともに、より広範で安定的な支援活動を展開していくことを決意しました。

以上の趣旨に基づき、ここに特定非営利活動法人すた一つプラスを設立し、地域福祉の向上と子どもをはじめとする生活困窮世帯への支援に尽力していきたいと考えます。

2025 年 10 月 1 日

特定非営利活動法人すた一つプラス
設立代表者 氏名 坂野 賢

2025 年度事業計画書

(法人成立の日 ～ 2026 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 すた一つプラス

1 事業実施の方針

- 地域の生活困窮世帯や独居高齢者、子育て世帯に対し、生活必需品(家電・家具等)のリユース提供を行う。
- 行政や社会福祉協議会等からの紹介案件に対応し、必要に応じて搬入・設置・簡易清掃も行う。
- 活動を通じて、廃棄物削減と地域循環型社会の形成に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
家電・家具リユース提供事業	福祉団体・企業・個人などから、無償または低価格で家具・家電を譲り受け、点検・清掃のうえ、生活困窮世帯・独居高齢者・新生活を始める方に提供または販売する。3月の引越しシーズンには回収を強化し、翌年度に向けて物資を確保する	1～3月	津市及び周辺地域	2人	5件程度
生活支援事業	単身高齢者宅の簡易片付け、搬入補助、処分場同行などのサポート 食料支援準備 団体との情報共有・受入体制の確認	1～3月	津市及び周辺地域	2人	2件程度
子ども応援活動事業	学用品・日用品リユース準備 打ち合わせ	1～3月	津市及び周辺地域	2人	
その他、目的達成に必要な事業	上記活動に付随して、倉庫の契約・整理・安全管理、広報活動(HP・SNSの開設や運用、印刷物作成)、および行政・関係団体との連携調整を行う。	1～3月	津市及び周辺地域	3人	

2026 年度事業計画書

(2026 年 4 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 すた一つプラス

1 事業実施の方針

- 地域の生活困窮世帯や独居高齢者、子育て世帯に対し、生活必需品(家電・家具等)のリユース提供を行う。
- 行政や社会福祉協議会等からの紹介案件に対応し、必要に応じて搬入・設置・簡易清掃も行う。
- 活動を通じて、廃棄物削減と地域循環型社会の形成に寄与する。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
家電・家具リユース提供事業	福祉団体・企業・個人などから、無償または低価格で家具・家電を譲り受け、点検・清掃のうえ、生活困窮世帯・独居高齢者・新生活を始める方に提供または販売する。	通年	津市及び周辺地域	3 人	年間 40 件
生活支援事業	単身高齢者宅の簡易片付け、搬入補助、処分場同行などのサポート 福祉団体・企業・個人などと連携し生活困窮世帯（ひとり親世帯の子供等を中心に）食料を提供	通年	津市及び周辺地域	4 人	年間 10 件 50 人程度
子ども応援活動事業	学用品・日用品リユース	通年	津市及び周辺地域	4 人	30 人程度
その他、目的達成に必要な事業	倉庫管理・運営準備 倉庫契約・整理・安全管理 広報・行政連携 HP・SNS 開設、行政説明、印刷物作成	通年	津市及び周辺地域	3 人	

2025年度 活動予算書
法人設立の日 から 2026年 3月 31 日まで
特定非営利活動法人すたー一つプラス
(単位: 円)

科 目	金 額 (単位: 円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
特別会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	30,000	30,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
家電・家具リユース提供事業	50,000	50,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	400,000		
法定福利費	40,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	440,000		
(2) その他経費			
売上原価	50,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	100,000		
消耗品費	20,000		
賃借料	80,000		
通信費	10,000		
印刷費	10,000		
保険料	10,000		
雑費	10,000		
車両費	70,000		
廃棄処分費	40,000		
外注費	30,000		
その他経費	470,000		
事業費計		910,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信費			
減価償却費			
租税公課			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			910,000
当期経常増減額			△ 830,000
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 830,000
法人税等充当額			
税引後当期正味財産増減額			△ 830,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 830,000

2026年度 活動予算書
2026年 4月 1日 から 2027年 3月 31 日まで
特定非営利活動法人すた一つプラス
(単位:円)

科 目	金 額 (単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費	50,000		
特別会費		50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	600,000	600,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
家電・家具リユース提供事業	400,000		
子ども応援活動事業	100,000	500,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			1,250,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	4,000,000		
法定福利費	400,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	4,400,000		
(2) その他経費			
売上原価	100,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	500,000		
消耗品費	20,000		
賃借料	480,000		
通信費	120,000		
印刷費	100,000		
保険料	100,000		
雑費	50,000		
車両費	400,000		
廃棄処分費	300,000		
外注費			
その他経費	2,270,000		
事業費計		6,670,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
通信費			
減価償却費			
租税公課			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			6,670,000
当期経常増減額			△ 5,420,000
III 経常外収益			
1. 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 5,420,000
法人税等充当額			
税引後当期正味財産増減額			△ 5,420,000
前期繰越正味財産額			△ 830,000
次期繰越正味財産額			△ 6,250,000